

八尾市条例第37号

八尾市個人番号の利用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項及び第19条第10号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長その他の執行機関をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、番号法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる実施機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2第1項の表及び第2項の表の左欄に掲げる実施機関（法令の規定によりこれらの表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。次項において同じ。）が行うこれらの表の中欄に掲げる事務並びに実施機関（法令の規定により番号法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第3項において同じ。）が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2第1項の表及び第2項の表の左欄に掲げる実施機関は、これらの表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、これらの表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 実施機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報その他規則で定める特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 番号法第19条第10号の規定に基づき特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる実施機関（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が、同表の第3欄に掲げる実施機関（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下この項において同じ。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる実施機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前条第4項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合について準用する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成29年12月22日条例第31号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

実施機関	事務
1 市長	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年通知」という。）の定めるところによる生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	八尾市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年八尾市条例第57号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	八尾市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年八尾市条例第28号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	八尾市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年八尾市条例第19号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	八尾市営住宅条例（平成9年八尾市条例第20号）による更新住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	八尾市就学援助規則（昭和47年八尾市教育委員会規則第10号）による就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

1 番号法別表第1の下欄に掲げる事務関係

実施機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、昭和29年通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
2 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
3 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの

2 別表第1の右欄に掲げる事務関係

実施機関	事務	特定個人情報
1 市長	昭和29年通知の定めるところによる生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、児童扶養手当関係情報、障害者関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの

2 市長	八尾市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報（以下「養育医療関係情報」という。）、外国人生活保護関係情報、八尾市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」という。）、八尾市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
3 市長	八尾市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童扶養手当関係情報、障害者関係情報、養育医療関係情報、外国人生活保護関係情報、八尾市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「障害者医療費助成関係情報」という。）、子ども医療費助成関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
4 市長	八尾市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、養育医療関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者医療費助成関係情報、ひとり親家庭医療費助成関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
5 市長	八尾市営住宅条例による更新住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、外国人生活保護関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの

2 教育委員会	八尾市就学援助規則による就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
---------	-------------------------------------	----	---